

おかげさまで 開業15周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2023年6月号

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられてから約1ヶ月がすぎました。ニュースでは新規感染者数の発表はなくなりましたが、やはり新型コロナウイルスはなくなるものでなく、地域行事でも感染したので欠席という方がちらほらいらっしゃいました。

暑くなってきたせいか、マスクを着用しない人が多くなってきましたね。私もマスクをしない時間が増えていますが、仕事で対面でのお話しをするときや混雑する場所ではマスクを着用しています。完全にマスクを外して、コロナ前と同じようになるのはいつごろになるのでしょうか。

さて、労働保険の年度更新の時期ですが、昨年からの雇用保険料率改定の影響で少々面倒になっていますね。

6月のトピックス

- ・ 労働市場改革の政府方針について
- ・ フリーランス新法の成立について
- ・ 在宅勤務努力義務化について

労働市場改革の政府方針について

政府は、新しい資本主義実現会議において労働市場改革に向けた指針を決定しました。働き手の能力を高めるためのリスキリング（学び直し）支援、労働移動の円滑化、ジョブ型雇用の導入促進を3本柱と位置付け、施策として自己都合離職の失業給付の給付制限の条件付き撤廃、職務給の導入事例の提示、雇用調整助成金の見直し等を進めます。

フリーランス新法の成立について

フリーランス・事業者間取引適正化等法が成立しました。フリーランスに業務を委託する企業に対し、仕事の内容や報酬額などの条件を書面または電子データでの明示するよう義務付け、違反には50万円以下の罰金規定の適用もあります。公布から1年6カ月以内の来秋までに施行予定です。

在宅勤務努力義務化について

厚生労働省は、省令の改正によりテレワークを努力義務とすることを検討しています。また残業の免除につきましても、育介法の改正により、現行の3歳までから小学校就学前までに延ばす方向です。2024年中にも育介法及び関連省令の改正を目指しています。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545